

9. 外出の際に

交通機関の割引

1. JR・私鉄等運賃の割引

乗車券発売窓口で障害者手帳を提示することにより、次の割引が受けられます。

(対象)

旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記入のある障害者手帳をお持ちの方

《JR・私鉄の運賃割引》

対象者	乗車券の種類	割引率	取扱区間
単独で乗車する第1種または第2種の記入のある障害者手帳をお持ちの方	普通乗車券	5割	片道100キロメートルをこえる区間
介護者とともに乗車する第1種障害者とその介護者	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	全区間
12歳未満の第2種障害者と一緒に乗車する場合の介護者	定期乗車券	5割	全区間

※小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 ※介護者の定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。

《旅客船・フェリーの運賃割引》

割引率等は航路や運航会社によって異なりますので、各船会社にあらかじめお問合せください。

2. 航空運賃の割引

航空券購入の際に障害者手帳を提示することにより、割引が受けられます。

(対象)

障害者手帳をお持ちの方及び介護者

※各航空会社により手帳の種別等適用となる範囲が異なります。詳しくは各航空会社へお問合せください。

3. 民営バスの割引

担当窓口：障害者福祉課生活係

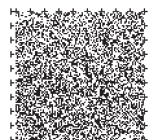
心身障害者民営バス割引乗車割引証・定期券割引購入申込書は申請が必要です。

(1) 身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方

(内容)

① 普通乗車運賃の割引

手帳を提示することにより、5割引きで乗車ができます。また次の対象に該当する方は、各窓口で交付する心身障害者民営バス割引乗車割引証を手帳とともに提示することにより、同乗する介護人（1名）も5割引きで乗車ができます。



(心身障害者民営バス割引乗車割引証交付対象)

▽第一種身体障害者手帳をお持ちの方

窓口 障害者福祉課 生活係

▽愛の手帳をお持ちの方

窓口 18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センター（再交付のみ障害者福祉課 生活係でも受付）

②通勤通学定期券の割引

定期券を購入する際、手帳提示とともに定期券割引購入申込書を提出すると、3割引きで購入できます。

(定期券割引購入申込書 交付対象)

▽身体障害者手帳をお持ちの方

窓口 障害者福祉課 生活係

▽愛の手帳をお持ちの方

窓口 18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センター

(2)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(内容)

障害者手帳を提示することにより、5割引きで乗車ができます。介護人割引・定期券割引については、各バス会社にお問合せください。

4. 都営交通の無料パス

担当窓口：障害者福祉課援護係・生活係

(1)身体障害者等の申請

(対象)

身体障害者手帳、愛の手帳、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳をお持ちの都民
ただし、東京都シルバーパスをお持ちの方は利用できません。

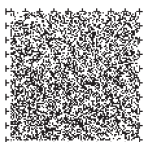
(内容)

乗車する時に無料パスを提示することにより、都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーに本人が無料で乗車できます。

なお、乗車券販売窓口等で障害者手帳を提示することにより、次の割引が受けられます。また、介護者と共に乗車する場合に介護人割引が受けられる場合もあります。



外出の際に



	都営バス、都電荒川線	都営地下鉄	日暮里・舎人ライナー
身体障害者及びその介護者	普通運賃5割引	普通券5割引 ※1	普通券5割引
	定期券5割引（都電）	回数券5割引 ※1	回数券5割引
	定期券3割引（都バス）	定期券5割引 ※2	定期券5割引
愛の手帳所持者とその介護者	普通運賃5割引	普通券5割引	普通券5割引
	定期券5割引（都電）	回数券5割引	回数券5割引
	定期券3割引（都バス）	定期券5割引	定期券5割引

※1 第1種身体障害者とその介護者が共に乗車する場合

※2 第1種身体障害者とその介護者が共に乗車する場合及び介護者が12歳未満の第2種身体障害者の方と共に乗車する場合に限る（ただし、小児の定期乗車券の5割引はありません。）

※ 障害者手帳を所持する方本人の小児定期乗車券の割引適用はありません。

※ 介護人割引は、障害者と介護者が共に乗車する場合のみ適用されます。

(申請に必要なもの)

障害者手帳

窓口 障害者福祉課 生活係

(2) 精神障害者の申請

(対象)

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの都民

(内容)

乗車する時に無料パスを提示することにより、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナーに本人が無料で乗車できます。有効期間は2年間です。

(介護人割引について)

都バスに関しては、無料パス所持者の介護者の運賃は5割引になります。利用する際は、無料パス所持者の障害者手帳の提示が必要となります。

(申請に必要なもの)

精神障害者保健福祉手帳

窓口 障害者福祉課 援護係

※ ICカード (PASMO) または磁気券の都営交通の無料パスは、都営地下鉄または日暮里・舎人ライナーの定期券発売所でのみ発行できます。

(問合せ)

身体障害者手帳、愛の手帳、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方は
都営交通お客様センター (03-3816-5700) または都営地下鉄等定期券発売所へ
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は
東京都福祉局 (03-5320-4464) または都営地下鉄等定期券発売所へ

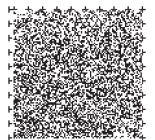
5. タクシーの障害者割引

障害者手帳を提示することにより、メーター額の1割引きで乗車できます。なお、福祉タクシー券(次ページ参照)を利用の場合も適用されます。

(対象)

障害者手帳をお持ちの方

※精神障害者保健福祉手帳での割引を取扱っていないタクシー会社もございますので、乗車前にご確認ください。



(対象)

A券 身体障害者手帳1・2級または下肢、体幹、内部機能障害が3級の方
愛の手帳1～3度の方
精神障害者保健福祉手帳1級の方

※世帯（18歳以上は本人及び配偶者）の市民税所得割額の合計が28万円を超える方は交付の対象外となります。

B券 身体障害者手帳1・2級の方のうち下肢または体幹機能障害が2級以上の方

※ガソリン費の助成（次ページ参照）を受けている方と、介護保険課の高齢者車いす福祉タクシー券を受けている方は、利用できません。

(内容)

メーター料金に対して利用できるタクシー券を交付します。市の指定のタクシー会社のみ利用できます。

A券 年間 31,800円分を限度とします。

B券 年間 39,000円分を限度とします。

(1) 年度途中で申請された方は、申請月より該当年度分を月割したものを支給します。

(2) B券利用者が、次の市指定のタクシー会社が運行する車いすタクシーを利用する場合、メーター料金相当額で時間貸利用ができます。（自己負担分はタクシー券による支払い可）なお、車いすタクシーは事前予約制ですので当日申込みの場合、利用できないことがあります。また、当日キャンセルの場合、キャンセル料が発生することがあります。

※時間料金助成対象のタクシー会社（車いすタクシー利用時のみ）

十全交通(株)、つくば観光交通(株)、銀星交通(有)、福祉介護送迎サービスあけぼの、介護タクシーいろは、(株)アスモ介護サービス、寿交通(株)、介護タクシー耀心

(申請に必要なもの)

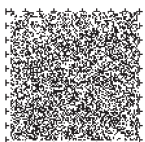
障害者手帳

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問合せください。

(その他)

市の指定のタクシー会社一覧及び利用のご案内は市HPをご確認ください。



自動車に関するもの

1. 心身障害者ガソリン等費用助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

年間600リットルを上限とし、市が規定する金額（1リットルあたりガソリンは56円、軽油は33円）を助成します。年度途中で新規登録申請された方の助成限度は、申請月より年度末（6月）までの月数に50リットルを乗じたものとなります。なお事前に申請が必要です。

(対象)

(1)身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度の方で、自己所有の自動車を運転する方、または、生計をともにする方（同一住所に居住する方または同一世帯の方）が自動車を所有し、障害のある方の通院、通所等の目的で使用する方

(2)身体障害者手帳3・4級の方で、自己所有の自動車を運転する方

※福祉タクシー利用券（前ページ参照）の交付を受けている方と介護保険課の高齢者車いす福祉タクシー券を受けている方は利用できません。

※世帯（18歳以上は本人及び配偶者）の市民税所得割額の合計が28万円を超える方は助成の対象外となります。

(登録申請に必要なもの)

(1)身体障害者手帳または愛の手帳 (2)運転免許証 (3)車検証の写し

(4)本人または家族の通帳等振込先がわかるもの

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくはお問合せください。

2. 有料道路通行料金割引

登録した自家用自動車を本人が運転する場合、もしくは介護者運転の場合は本人が乗車していることが条件で、登録番号等が記載された手帳を料金所で提示、または登録したETCカードを車載器に挿入した状態でETC料金所を通行することにより5割引となります。自動車を保有していない場合等は、申請により事前に登録されていない自動車を利用して、割引を受けることができます。なお、有効期間があります。

ETCを利用し、かつマイナンバーカードによるマイナポータルに登録をされている方は、オンラインでも申請できます。

(対象)

本人運転の場合は、身体障害者手帳をお持ちの方

介護者運転の場合は、第1種の身体障害者手帳または第1種の愛の手帳をお持ちの方

(申請に必要なもの)

・ETCを利用しない場合

①車検証 ②障害者手帳 ③運転免許証（本人運転の場合）

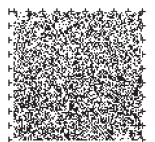
※電子車検証の方は自動車検査証記録事項もお持ちください。

・ETC利用する場合 ①～③に加えて

④ETC車載器セットアップ申込書・証明書（ETC車載器管理番号が確認できるもの）

⑤ETCカード原本（障害者手帳をお持ちの方の名義に限る）

※ただし、未成年で第1種の障害者手帳をお持ちの方は、親権者または法定後見人の名義のカードも対象となります。



外出の際に

⑥110円切手

窓 口 障害者福祉課 生活係

(問合せ) 有料道路ETC割引登録係 TEL: 045-477-1233 (平日午前9時~午後5時)

3. 心身障害者自動車運転教習費助成

担当窓口: 障害者福祉課生活係

自動車運転免許を取得するために直接要した経費の3分の2を助成します。ただし、次表の金額を限度とします。

区 分	助成基準額	助成限度額
免許取得費	助成対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	次の各号に掲げる助成対象者の市民税所得割額に応じ、当該各号に定める額 (1)市民税所得割額が非課税である助成対象者 164,800円 (2)市民税所得割額が54,000円以下である助成対象者 144,200円 (3)市民税所得割額が54,000円を超え、251,800円以下である助成対象者 123,600円
限定解除費	助成対象経費の実支出額	20,600円

(対象)

引き続き3か月以上市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方。ただし、市民税所得割額が251,800円を超える方は利用できません。

- (1) 身体障害者手帳1~3級または愛の手帳1~4度（身体障害者手帳の方は身体適格審査に合格している）の方
- (2) 内部障害による身体障害者手帳4級以上の方（身体適格審査は不要）
- (3) 下肢または体幹機能障害5級以上の歩行困難な方で、身体適格審査に合格している方
- (4) 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない方

(申請に必要なもの)

- (1) 障害者手帳
- (2) 身体適格審査書の写し（該当の方のみ）

※教習終了後の助成はできません。必ず事前に申請してください（教習前にご相談ください）。

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問合せください。

4 身体障害者自動車改造費助成

担当窓口: 障害者福祉課生活係

133,900円を限度として操行装置及び駆動装置等の改造に要した経費に対して助成します。

(対象)

上肢、下肢または体幹機能障害による身体障害者手帳が1・2級の方で、就労等に際して、自らが所有し運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方。ただし、前年の所得が一定額を超える方は、利用できません。

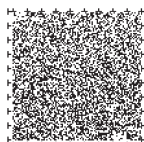
(申請に必要なもの)

- (1) 障害者手帳
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 車検証の写し
- (4) 見積書
- (5) 設計図

※改造後の助成はできません。必ず事前に申請してください。

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問合せください。



5. 駐車禁止等除外標章の交付

駐車できる場所は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分及び時間制限駐車区間の駐車枠内です。身体障害者等本人が現に使用中と認められない場合は除外されません。

※駐停車禁止場所、法定駐車禁止場所、駐車方法違反及び時間制限駐車区間での駐車枠（白線）外に駐車した場合は、取締りの対象となります。

※公安委員会による駐車禁止規制から除外される場所が道府県によって異なる場合があることから、東京都以外において使用する場合はよく確認してください。

※運転者が車両を離れ、直ちに運転できない状態で駐車（放置駐車となる時）する場合は、運転者の「連絡先または用務先」を分かりやすく記載した書面を警察官等が確認できるよう標章とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。

(対象)

都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級、2級、3級、4級の1	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1、2級の2
		下肢機能障害	1級、2級、3級、4級
		体幹機能障害	1級、2級、3級
		障機能運動	1級、2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能	1級、2級、3級、4級
	心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこうまたは直腸 小腸機能障害	1級、3級	
	免疫、肝臓機能障害	1級、2級、3級	

※ 再認定が指定されている方は、再認定審査が終了している方

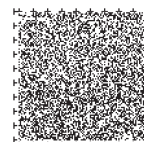
手帳の種別	障害の区分	障害の級別
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害 心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこうまたは直腸 小腸、肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
	視覚、聴覚、平衡 体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
愛の手帳 (東京都療育手帳)		1度、2度
精神障害者 保健福祉手帳	1級（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）	
小児慢性 特定疾病児童手帳	(色素性乾皮症の認定を受けている方)	

※ 肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1、2級の2」に該当する方とは、両上肢に障害がある方です。

(申請に必要なもの)

(1)身体障害者手帳等 (2)住民票の写し（発行から3か月以内のもの）

※精神障害者保健福祉手帳の方は申請時、自立支援医療受給者証を持参してください。



※申請は原則として本人が行ってください。

※申請者が未成年者、知的障害者または精神障害者の場合や、身体的理由により来署することが困難であると認められる場合は、当該申請者の親権者、配偶者、三親等以内の血族若しくは姻族、またはパートナーシップ関係の相手方が申請代理人として申請できます。代理申請の場合は、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等）及び申請代理人本人の確認ができる身分証明書（運転免許証、健康保険証等）を持参してください。

(問合せ)

府中警察署 交通規制係（府中市府中町1-10-5） TEL：042-360-0110（代）

6. 高齢運転者等専用駐車区間制度

高齢運転者等専用駐車区間等においては、専用の標章を掲示し、標章の交付を受けた方が運転する車両について駐車することができる制度であり、いずれの都道府県公安委員会が交付したものでも全国で通用します。なお、高齢運転者等専用時間制限駐車区間に駐車するときは、パーキングメーターを作動させ、標識により決められた時間を守るなど時間制限駐車区間における駐車の方法に従って駐車するようにしてください。

※駐車禁止等除外標章（前ページ参照）の交付を受けている方は、駐車禁止等除外標章と運転者の連絡先または用務先を記載した書面を掲出すれば駐車することができます。（新たに申請の必要はありません。）

(対象)

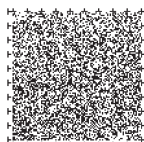
都内に住所を有し、普通自動車を運転することができる運転免許証を受けている方で、次の条件に当てはまる方。ただし、普通自動車を運転する場合に限りです。

- (1)70歳以上の方
- (2)聴覚障害または肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方
- (3)妊娠中または出産後8週間以内の方

(申請に必要なもの)

(1)・(2)の方は運転免許証、車検証（写しでも可）(3)の方のみ、妊娠の事実または出産の日を証明できる書類（母子健康手帳など）もあわせてお持ちください。

窓 口 府中警察署 交通規制係（府中市府中町1-10-5） TEL：042-360-0110（代）



その他移動のための支援

1. 心身障害者自転車駐車場利用料の助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

市内の有料自転車駐車場（市が設置したもの及び（公財）自転車駐車場整備センターが設置、管理するものに限る）の利用料の一部（月額800円）を助成します。事前に空き状況の確認が必要です。
※一時利用は対象外です。

(対象)

障害者手帳をお持ちの市民。ただし、前年の所得が一定額を超える方は、利用できません。

(申請に必要なもの)

障害者手帳

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問合せください。

2. 車いすの貸出

担当窓口：障害者福祉課生活係

原則として1か月間貸出します。費用は無料です。事前にお問合せください。

(対象)

市内に居住し、傷病等により、一時的に車いすを必要とする方。ただし、府中市社会福祉協議会の事業は、介護保険等他の制度で対応が可能な方は、原則として対象外になります。

窓口

(1) 障害者福祉課 生活係

(2) 府中市社会福祉協議会

TEL：042-336-7055・FAX：042-362-9093

3. 福祉有償運送事業

通院などの外出時に運行協力者を手配して、ハンディキャブによる移送支援を行っています。

(対象)

市内に在住する高齢者、身体障害者（児）のうち、車いすなどを利用の歩行困難な方

(手続き)

(1) 事前に利用登録が必要です。登録の際には利用者の印鑑及び障害者手帳や介護保険被保険者証などをご持参ください。

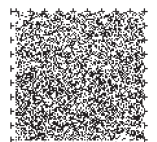
(2) 申込みは、利用日の2か月前から受付けます。なお、同一人の利用は月4回までです。

(3) 利用料は無料ですが、燃料代として1kmあたり100円、有料道路代、駐車料金などは利用者の負担となります。

(4) 必ず介助者と一緒にご利用ください。

窓口

府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係 TEL：042-364-5382



4.車いす利用者のためのハンディキャブの貸出

ハンディキャブ（車いす専用輸送車）を貸出します。

（対象）

市内に在住する高齢者、身体障害者（児）のうち、車いすなどを利用の歩行困難な方

（手続き）

- (1) 事前に利用登録が必要です。登録の際には利用者の印鑑及び障害者手帳や介護保険被保険者証など、また、運転者の印鑑及び運転免許証をご持参ください。
- (2) 申込みは、利用日の2か月前から受付けます。なお、同一人の利用は月4回までです。
- (3) 利用料は無料ですが、燃料代、有料道路代、駐車料金などは利用者の負担となります。

窓 □

府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係 TEL：042-364-5382



外出の際に

